

【協議事項】

No. 6 大規模災害発生時などにおける市議会の対応方針について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在、本市議会では、本会議や委員会開会中に自然災害が発生した場合などの、市議会としての対応方針を策定していない。

他政令指定都市では、近年の東日本大震災や熊本地震等の発生を受け、対応方針などを策定した市議会もある。

また、前任期の議会運営委員会においても、その必要性について研究するために、すでに計画を策定している横浜市会への視察を、昨年度、実施している。

このため、今任期においても、自然災害や大規模な事故発生時などの市議会としての対応方針について、現状の取り組みも踏まえて、引き続き検討してはどうか。

大規模災害発生時などにおける市議会の対応方針の 検討に至る経緯

平成29年11月6日

○ 大規模災害発生時などにおいては、これまでも、市議会として、市民の安全と安心を確保するために必要な対応を実施。

○ 本市では「危機管理基本指針」や「地域防災計画」などを策定、他都市の市議会においても「大規模災害対応指針」などを策定しているが、本市議会では明文化した対応指針等無し。

※ 前任期の議会運営委員会においても、その必要性について研究するために、すでに指針等を策定している横浜市会への視察を昨年度実施。今任期においても、北海道苫小牧市や札幌市の市議会を視察。

○ 一方、他都市で発生した災害に対する、市議会としての復旧・支援については、「熊本地震」や「九州北部豪雨」を受け、災害復旧・支援本部等を設置。議員の役割等を規定。

○ 以下の課題があるため、市議会や議員、市議会事務局の対応方針を明文化することにより、各自の共通認識をさらに深め、市民の安全と安心をより確実に確保していく必要がある。

- ・ 核・ミサイルや、テロについての脅威の増大
- ・ 本会議や委員会等の開会中に災害等が発生した際の、議員や執行部の避難及び、傍聴者等の避難誘導、安全確保
- ・ 本市被災時に、議員が把握した被害情報等の伝達方法

各政令指定都市等の大規模災害対応要領 構成要素の比較

平成29年10月現在 市議会事務局総務課

◆策定済：下記12政令指定都市 ◆未策定：8政令指定都市（北九州市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市）

項目／都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	京都市	広島市	※苫小牧市
規程名称	◆大規模災害対応要領	◆災害対応指針 ◆災害対策会議設置要項	◆災害対応指針	◆大規模災害対応指針 ◆災害対策会議設置要綱	◆BCP(業務継続計画) ◆災害対策会議設置要綱	◆大規模災害対応指針 ◆災害対策会議設置要綱	◆災害時等基本方針 ◆災害対策会議設置要綱	◆災害対応指針 ◆災害時行動マニュアル	◆大規模地震(災害)に関する市議会の対応 ◆運営等に関する規約(第7章:非常時の対応)	◆大規模災害対応行動マニュアル	◆大規模災害対応指針	◆災害発生時の対応要領	◆災害時対応マニュアル
基本方針	◆議員自らが迅速・適切な対応を図る。 ◆地震・風水害・雪害発生時、市本部等と連携し、災害対策活動を支援。	◆国・県・政党等に要望し、市の取組をバックアップ。 ◆他議会と連携。 ◆市本部の災害対応に最大限協力。 ◆市が災害対応に専念できよう協力・支援。 ◆特に災害初期は市が災害対応に専念できよう、議員等からの要望等は市議会災害対策会議を窓口として提出。	◆災害発生時、市民の安全確保と、災害対応に専念。 ◆会派・議員の要望を一元化し、市に要望。 ◆会派・議員に情報提供。	◆会派・議員の要望を一元化し、市に要望。 ◆市が災害対応に専念できよう協力・支援。 ◆会派・議員に情報提供。	◆災害発生時、市民の生命、身体及び財産の保護。 ◆市民生活の平穏を確保。 ◆市が災害対応に専念できよう協力・支援。	◆議員は地域の一員として共助の取組が行われるよう努める。 ◆市が行う災害対応に協力。 ◆市が災害対策に専念できよう、議員等からの要望等は市議会災害対策会議を窓口として提出。	◆市の災害対応に最大限の協力。 ◆市が災害対応に専念できよう、要望等は市議会災害対策会議を窓口として提出。	◆市本部の災害対応に協力。 ◆市が災害対応に専念できよう、要望等は市議会災害対策会議統括部に提出。	-	-	◆状況に応じた必要な体制を整備。 ◆執行機関が災害対応に専念できよう必要な協力。	◆市本部の災害対応に協力。	◆国・道・関係機関等に要望。 ◆関係自治体の議会と連携。 ◆市が迅速、かつ円滑に対応できるよう、協力・支援。
市議会本部の名称	◆災害対策支援本部	◆災害対策会議	◆災害警戒本部	◆災害対策会議	◆災害対策会議	◆災害対策会議	◆災害対策会議	◆災害時支援会議	-	-	-	◆災害対応連絡会議	-
市議会本部の設置基準	◆市対策本部が設置された場合。	◆市内で震度5弱以上の地震。 ◆県に津波・大津波警報。 ◆市内に気象特別警報。 ◆災害発生・発生の恐れ。 ◆市内で大規模火災・爆発。	◆市警戒本部設置時、事務局に対応班を設置。 ◆市対策本部設置時：災害対応体制。	◆市内で震度5強以上の地震。 ◆東京湾内湾に大津波警報、高潮特別警報。 ◆風水害被害発生時の恐れ。 ◆東海地震予知情報・警戒宣言。 ◆市内で大規模火災・爆発。	◆東海地震予知情報発令。 ◆市内で震度5強以上の地震。 ◆風水害被害が連続発令。 ◆都市災害が連続発令。 ◆国民保護対策本部設置の通知。	◆市災害対策本部が設置されたとき。 ◆災害対策会議の設置を要し見止めるとき。	◆市内で震度5弱以上の地震。 ◆東海地震注意情報の発表。 ◆風水害被害発生時の恐れ。 ◆市内に特別警報が発表。 ◆市内に氾濫警戒情報。	◆地域防災計画の職員配備体制の3号配備以上(震度5弱以上等)。	-	◆議員の行動開始基準。 ◆議員は、大規模災害が発生したとき初動態勢をとる。 ◆市内で震度6以上の地震・東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令又は東海地震の発生。	◆議員の行動開始基準。 ◆地震の場合：市内で震度5弱。 ◆風水害の場合：会議開会予定日に、市内に気象特別警報が発表される可能性。	◆市対策本部が設置され、協力等を行うため必要と認めるとき。	-
本部の構成	◆正副議長 ◆会派代表	◆正副議長 ◆会派代表 ◆必要な議員	-	◆正副議長 ◆会派代表	◆正副議長 ◆会派代表 ◆運営委員会正副委員長 ◆運営委員会議事	◆正副議長 ◆議会運営委員会正副委員長 ◆会派代表	◆正副議長 ◆各派代表者	◆正副議長 ◆議会運営委員会正副委員長	-	-	-	◆正副議長 ◆会派幹事長	-

項目／都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	京都市	広島市	苫小牧市
本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県会議員等への要望。 ◆他市議会からの物資・義援金受入の調整。 ◆議員からの情報の収集・市本部への提供。 ◆市本部情報提供の議員への提供。 ◆議員の安否確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全般：被災情報の収集、市本部への提供。市本部情報の議員への提供。市からの依頼への対応。市本部への要望・提言。国・県等への要望。 ◆初動期：正副議長は自ら判断し登庁。必要な議員を集め災害対策会議設置等の対応。事務局を通じて議員の安否確認。 ◆初動期経過後：被災情報を収集し、市本部へ提供。収集した災害情報を、議員・会派に提供。必要に応じ市本部と連絡調整。国・県等に要望。他議会と連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆対応班時：市体制・被害状況等を議員に連絡。 ◆災害対応体制時：議員 or 会派代表を通過し、被害状況を情報提供。議長は必要に応じ、代表者会議を招集。 ◆必要があるときは、速やかに全員協議会を招集。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県等への要望。 ◆市本部への要望・提言。 ◆議員からの被災情報を一元化し、市本部へ提供。 ◆市本部からの依頼への対応。 ◆市本部情報提供の議員への提供。 ◆議員に対し、連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市と連携して国・県等への要望。 ◆市への要望等の調整。 ◆議員からの被災情報を市に提供。 ◆市からの依頼事項への対応。 ◆市からの災害情報の議員への伝達。 ◆本会議、委員会、全員協議会等の開催や協議事項の調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆議員からの情報の収集、市本部への提供。 ◆市本部情報の議員への提供。 ◆市本部への要望・提言の調整。 ◆全員協議会の開催等、議会運営の準備にかかる調整。 ◆安否・所在情報を把握・集約。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市本部への要望・提言。 ◆被災情報の提供。 ◆市本部からの依頼への対応。 ◆市本部情報提供の議員への提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県等への要望。 ◆市本部への要望・提言。 ◆市本部情報の議員への提供。 ◆被災情報の市本部への提供。 ◆関係団体・他議会との連携。 	<p>※以下、市議会としての対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国・県・国会議員等への要望。 ◆代表者会議又は全員協議会を招集し、今後の対応を協議。 ◆市本部から報告を受け、対応を協議。 ◆正副議長は退庁。所在を明らかにし、関係情報を報告し指示を受ける。 	<p>—</p>	<p>※以下、市議会事務局としての対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国・府・関係機関への要望。 ◆代表者会議、全員協議会又運営委員会を開会。 ◆正副議長に、市本部が把握する被害状況、対応状況を報告。 ◆議員に情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆議員からの情報の収集・市本部への提供。 ◆市本部情報の議員への提供。 ◆議員の安否確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆議員の安否確認。
議員の行動方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害後 1～3日：自身の安否を本部に連絡。地域の取組に協力。本部の指示により登庁。 ◆4～10日：避難所等で情報収集。地域・避難所等の要望に必要に応じ本部に連絡。 ◆11日以降：被災状況を踏まえた議員活動。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本：市民の安全確保・応急対応等に当たり、円滑な共助の取組に努める。 ◆初動期：震度6弱以上の地震発生時、事務局に安否を連絡。被災者の安全確保・避難所誘導に協力。 ◆初動期経過後：所在を明らかにし、連絡体制を確立。被災状況等の情報を事務局に提供。避難所支援等に協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本：区と連携し、区民の安全確保・応急対応に最大限協力。区警戒・対策本部と連携し、災害状況等の情報収集、区民安否確保に協力。通信手段の輻輳 or 途絶時、区の通信手段を利用して、自身・区情報を報告。全員協議会への参加に努める。 ◆災害対応体制時：議長 or 会派代表に、自身・区情報を報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初動期(24時間)：事務局に安否・所在を連絡体制を確立。 ◆市民の安全確保や応急対応に協力。 ◆被災状況や要望等を本部に情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆町の防災組織や地域の防災組織の取組に協力・支援。 ◆地域の被災状況を会議に提供。会議を通じて市民への提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初動期(当日)：自らの安全確保と、帰宅の安全が確保されるまで庁舎で待機。 ◆防災連絡メールで安否・居所の連絡。 ◆応急期(3日経過後まで)：地域で市民の安全確保等に協力。 ◆復旧期(4日後以降)：地域で市民の安全確保に協力し、災害対策会議に情報提供。 ◆委員会等が招集された場合は参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の一員として市民の安全確保と応急対応に当たる。 ◆地域で共助の取り組みができるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国・県・政党等に要望活動を行い、復興・復旧のバックアップ。 ◆議員の収集情報を記録し、復興計画等に反映。 ◆市が災害対応に専念できるよう協力・支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東海地震注意情報(発生以前)：議員は退庁。 ◆大規模地震(災害)の発生：議員は、「安否確認要領」に基づき直ちに議会事務局に報告。 ◆発災後の対応：議員は、それぞれの地域において災害救援活動に協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初動対応期(24時間)議員は、安否を議会事務局に連絡し、地域において活動する。 ◆応急態勢(1週間)：被災地及び避難所等で情報収集し要請事項について議長へ連絡。 ◆復旧態勢(1週間以降)：情報収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初動期(24時間)：議員は、身の安全を確保し、被災者がある場合は救出・支援。退庁。 ◆初動期経過後：市本部と連携し、地域活動に従事。災害対策本部に報告する必要がある情報は、緊急の場合を除き、議長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の災害対応に資する。 ◆救援活動に協力。 ◆被災者相談。 ◆被災地・避難所状況を連絡会議に報告。 ◆連絡会議に安否・所在を明らかにし連絡体制確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の支援、安全確保屋、避難所誘導に協力。 ◆災害状況の確認先は、議会事務局。

項目／都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	京都市	広島市	苫小牧市
本会議時災害発生時の対応方針	—	◆議長は、必要に応じ休憩 or 散会。議員が地域支援活動を行えるよう配慮。	◆議長は、直ちに休憩し、市の災害対応に協力。 ◆議員が選出できる区で活動できるよう配慮。	◆議長は、直ちに休憩 or 散会。 ◆議員は状況及び今後の対応に応じて適宜退庁。	◆議長は、会議の休憩 or 散会。 ◆安全が確保されるまで市会棟に待機。	◆議長は直ちに休憩 or 散会。	—	◆議長は、必要に応じ休憩 or 散会。 ◆議員が地域での活動ができるよう配慮。	◆議長は、直ちに延会 or 散会。	◆議長は、直ちに休憩 or 延会 (or 散会)。	◆議長は、直ちに休憩 or 散会。	—	◆議長は、休憩を宣言。災害の状況に応じて、「再開」「自然散会」「延会」「中止」等の判断。
委員会時災害発生時の対応方針	—	◆委員長は、必要に応じ休憩 or 散会。議員が地域支援活動を行えるよう配慮。	◆委員長は、直ちに休憩し、市の災害対応に協力。 ◆議員が選出できる区で活動できるよう配慮。	◆委員長は、直ちに休憩 or 散会。 ◆議員は状況及び今後の対応に応じて適宜退庁。	◆委員長は、会議の休憩 or 散会。 ◆安全が確保されるまで市会棟に待機。	◆委員長は直ちに休憩 or 散会。	—	◆委員長は、必要に応じ休憩 or 散会。 ◆議員が地域での活動ができるよう配慮。	◆委員長は、直ちに延会 or 散会。	◆委員長は、直ちに休憩 or 延会 (or 散会)。	◆委員長は、直ちに休憩 or 散会。	—	◆委員長は、休憩を宣言。災害の状況に応じて、「再開」「自然散会」「延会」「中止」等の判断。
傍聴者等の避難方針	—	◆事務局が避難誘導・安全確保を行う。	—	◆事務局が避難誘導・安全確保を行う。	—	—	—	—	◆事務局が避難誘導・安全確保を行う。	◆議長(又は委員長)は、避難・誘導する。	—	—	◆事務局が避難誘導・安全確保を行う。
事務局の対応方針	◆市本部会議への出席等、情報収集。 ◆市本部業務従事者以外は、市議会本部業務に従事。	◆初動期：正副議長に、被害、市対応状況を報告。 ◆初動期経過後：正副議長に、市本部情報を報告。	—	◆初動期：避難状況を確認し議長に報告。 ◆災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し指示を受ける。	—	◆市から災害情報等の報告を受ける。	—	—	—	—	—	◆市本部会議への出席等、情報収集・情報提供。	◆市本部会議への出席等、情報収集。